**サービス等利用計画って何だろう？**

障害福祉サービスを利用するためには、区役所に**サービス等利用計画**を提出することが必要です。この手引きでは、障害福祉サービスの利用を希望される方向けに、手続きやサービス等利用計画の目的について説明します。

障害福祉サービスを利用するには、サービス等利用計画が必要です。

1. 区役所にサービス利用を申し込む
2. **区役所にサービス等利用計画を提出する**
3. サービスの支給決定を受ける
4. サービスを利用する

サービス等利用計画とは、障害福祉サービスの利用者の希望する暮らしの実現に向けて、誰が何をするのかという具体的な目標や行動を書き、みんなで協力して取り組むための計画書です。

障害福祉サービス利用者の希望する暮らしの実現に向け、一緒に取り組む人を相談支援専門員といいます。

ポイント

サービス等利用計画は、相談支援専門員が作成します。相談支援専門員とは、指定特定相談支援事業所で働き、サービス等利用計画の作成を含め、障害福祉サービスの利用者の希望する暮らしの実現に向けて、一緒に取り組む人です。相談支援専門員は、サービス等利用計画を提出した後も、サービスの利用調整等も含めて、必要な支援を行います。

相談支援専門員に依頼するには、指定特定相談支援事業所と契約を結び、区役所で計画相談支援の支給決定を受けることが必要です。

サービス等利用計画の作成は、これまでの暮らしを振り返り、希望する暮らしの実現に向けた取り組みを考える貴重な機会です。

ポイント

サービス等利用計画の作成は、希望する暮らしの実現に向けて、自分で取り組むこと、事業所などに依頼したいことを考える貴重な機会です。

サービス等利用計画を作成することにお手伝いが必要な場合には、相談支援専門員に依頼し、相談支援専門員と一緒に考え、作成します。下に記載している①から⑤について、相談支援専門員の方に伝え、計画に反映させて下さい。どこかに提出する必要はありません。

※横浜市のホームページには、指定特定相談支援事業所のリストを掲載しています。

サービス等利用計画には、以下の内容が記載されます。

1. **利用者及びその家族の生活に対する意向・希望する生活について**

どこで暮らしたいですか？

平日はどのように過ごしたいですか？

休日はどのように過ごしたいですか？

５年後はどのような暮らしをしていたいですか？

1. **解決すべき課題について**

希望する暮らしに近づくために、現在自分でしていること、楽しんでいること、努力していること、支援を依頼していることは何ですか？

1. **支援目標・達成時期**

希望する暮らしに近づくために、困っていることや気になること、これから取り組んでみたいことは何ですか？

1. **課題解決のための本人・関係者の役割**

これから必要なことに対して、自分で取り組むことは何ですか？

これから必要なことに対して、誰かに支援を依頼することは何ですか？

1. **留意事項　手伝ってくれる人に気をつけてほしいこと**

支援を依頼する人に気をつけてほしいことは何ですか？

相談支援専門員が作成したサービス等利用計画を確認してみよう

相談支援専門員は、障害福祉サービスの利用者と一緒に、サービス等利用計画を作成します。サービス等利用計画を受理した時には、希望する暮らしが書いてあるか、希望する暮らしの実現に向けて必要なことが全部書いてあるか、希望する生活に近づくことができそうな内容になっているか、これまでに書かれていた内容が反映されているか確認してください。修正が必要な時には、相談支援専門員に伝えてください。

また、相談支援専門員は、サービス等利用計画で決めた期間ごとに、サービス等利用計画通りにサービスが利用できているか、他に必要なお手伝いはないか等を確認します。

希望する暮らしの実現に向けて、相談支援専門員と一緒に確認し、取り組んでいきましょう

申請の際に提出が必要な書類

サービス等利用計画の作成に係る費用の自己負担はありません

①　障害福祉サービス等申請書

②　障害福祉サービス等利用者負担額減額・免除申請書

サービス等利用計画は、相談支援専門員が区役所に提出します。

申請書類の提出先は、お住まいの区役所です。

以下に当てはまる方は、サービス等利用計画の提出は不要です。

①　介護保険のケアマネジャーがいらっしゃる方

②　移動支援、移動介護・通学通所支援、日中一時支援、重度障害者入浴サービス、

地域活動支援センターデイ型・作業所型のみのサービス利用を希望する方

わからないことは、お住まいの区の区役所もしくは基幹相談支援センターにお問い合わせください。